

職員の名刺の様式について

例規（務）第105号
令和3年10月15日

この度、「名刺の様式について」（昭和37年9月5日例規大警務第2404号）の全部を改正し、大阪府警察職員（以下「職員」という。）の名刺の様式については、令和3年10月21日から次によることとしたので、適切に運用されたい。

1 趣旨

この通達は、職員が職務上使用する名刺の品位を保ち、大阪府警察における名刺の統一性を確保するため、名刺の様式に関し必要な事項を定めるものとする。

2 様式

名刺の様式は、別図のとおりとする。

3 規格

(1) 用紙

ア 原則として、白色とする。

イ 名刺の大きさは、おおむね次のとおりとする。

(ア) 縦書きの場合 縦9.1センチメートル、横5.5センチメートル

(イ) 横書きの場合 縦5.5センチメートル、横9.1センチメートル

(2) 書体

原則として、楷書とする。

4 記載事項

(1) 名刺に記載する事項は、次のとおりとする。

ア 所属

イ 階級（警察官に限る。）

ウ 氏名

(2) 前記(1)に掲げる事項のほか、必要により次に掲げる事項を名刺に記載することができる。

なお、図画の使用方法等について別の定めがある場合は、その定めによるものとする。

ア 職名

イ 「一般職員」の表記（一般職員に限る。）

ウ 氏名への振り仮名

エ 所属の郵便番号、所在地、電話番号及びファクシミリ番号

オ 大阪府警察のホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）

カ 大阪府警察において組織的に作成し、又は使用する図画

キ 前記アからカまでに掲げる事項のほか、名刺への記載事項として所属長が認める事項

5 名刺の裏面の使用

名刺の裏面には、必要により次に掲げる事項を記載することができる。

(1) 前記4の(2)のオからキまでに掲げる事項

(2) 前記4に規定する記載事項に係る外国語の表記

6 その他

私費により購入する名刺の様式については、この通達に準じて取り扱うこと。

別図

1 縦書きの場合

| | |
|---|---|
| 階 | 所 |
| 級 | 属 |
| 氏 | |
| 名 | |

2 横書きの場合

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所 | 属 | | |
| 階 | 級 | 氏 | 名 |